

## 加古川市子どもの読書活動推進計画策定委員会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、加古川市子どもの読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 傍聴人の定員は、定めない。ただし、会場等の収容人数等を超える場合は、この限りではない。

(傍聴の手続)

第3条 委員会を傍聴しようとする者は、委員会の当日に、所定の時間及び場所において受付簿に必要事項を記入しなければならない。

(傍聴のために入場することができない者)

第4条 次のいずれかに該当する者は、傍聴のために入場することができない。

- (1) 危険と認められる器物又は薬品等を持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 楽器の類又は拡声器等を携帯している者
- (4) 前各号に定めるもののほか、委員会を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、委員会を傍聴するにあたり、次の事項を守らなければならない。

- (1) 委員会における発言に対して拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 私語又は談笑等をしないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) みだりに席を離れないこと。
- (5) 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、委員会の秩序を乱し、又は委員会の妨げとなるような行為をしないこと。

(撮影、録音等の取扱)

第6条 傍聴人は、委員会場において撮影、録音その他これらに類する行為をしてはならない。

(傍聴人への指示)

第7条 傍聴人は、すべて事務局職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴人がこの要領の規定に違反したときは、委員長はこれを制止し、その指示に従わないときは、退場を命ずることができる。

附 則

この要領は、令和2年5月1日から施行する。